

令和8年度おだゼロアンバサダー事業

募集要領

趣旨

おだわらゼロカーボン推進会議では、脱炭素社会の実現に重要な「市民一人ひとりのライフスタイル転換」を目指して様々な取組を行っています。

本事業ではその取組の一環として、脱炭素に関する普及啓発を目的とした幅広い事業アイデア及びその実現により市民の意識・行動変容を促す「おだゼロアンバサダー」を公募し、事業の実現に必要な費用の一部を補助します。

応募資格

令和8年4月1日時点で12歳（中学生）以上の個人又はその者を主たる構成員とする団体であり、当該者又は団体が実施主体であること。

ただし、以下の場合を除きます。

- (1) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下「市条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等
- (2) 市条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (3) 市条例第2条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）

対象となる事業

小田原市民を対象とし、実施によって市民の地球温暖化・脱炭素に対する意識・行動の変化が期待できる幅広い事業を対象とします。

- 例)・省エネにつながる行動や電気契約の見直しに関するセミナーの開催
- ・ごみのリサイクルにつながる工作教室（ワークショップ）の開催
 - ・SNSでゼロカーボンに繋がる行動を広めるインフルエンサーとして活動
 - ・温暖化、酷暑による農作物への影響を学ぶ農園ツアーを開催

※政治又は宗教に関わる事業は対象外となります。

※イベント等を実施する場合は、小田原市内で実施されるものが対象となります。

なお、事業の実施に伴う効果の測定までを視野に入れた事業計画としてください。

例) イベント実施後、参加者に対して意識の変容が起きたかのアンケートを実施

採択件数

若干数

対象となる経費

- (1) 使用目的が、提案事業の実施に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) アンバサダー任命後の契約・発注により発生した経費
- (3) 領収書等によって金額・支払先等が確認できる経費
- (4) その他審査委員会が認める経費

【補助対象経費一覧】

区分	内容
報償費	外部講師・指導者・スタッフへのお礼等 ※図書券などの金券を謝礼とする場合、譲渡先を明確にすること。
旅費	構成員の交通費、外部講師・指導者・スタッフの交通費、宿泊費等の実費 ※イベント等参加者の交通費や宿泊費は対象外 ※可能な限り最も早い経路を選択すること。
消耗品費	消耗品（単価3万円未満の物品）等の購入費 ※1回又は短期間の使用により消耗するもの
食糧費	事業の実施に必要であるお茶等の食糧費
印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費
通信運搬費	電話代、郵送料等
広告料	地元メディア等への広告掲載料
手数料	振込手数料等
保険料	イベント保険掛金、ボランティア保険掛金等
委託料	ウェブサイト制作委託料等
使用料及び賃借料※	会議室、機器等の使用料 イベントで使用する車等の借り上げ料

※一部の公共施設は賃借料不要で使用できますため、事務局までご相談ください。

◀補助対象として認めない経費▶

- (1) 自身や構成員の人件費、申請団体等の運営に関する経費
- (2) その他、審査委員会が不要と判断したもの

補助金の額

上限額 10万円

※申請された経費が10万円以下の場合、申請額を上限に補助します。

※内容に応じて、補助金上限額の範囲内で奨励金を支給する場合があります。

※補助金以外の収入がある場合、支給額はほかの収入額を差し引いた額になります。

事業実施期間

アンバサダーの任命日から令和9年1月31日（日）まで。

スケジュール

項目	日程
応募書類の提出締切	7月3日（金）～8月5日（水）
一次審査（書類）結果通知	8月12日（水）
二次審査（プレゼン方式）	8月19日（水）16時～19時
審査結果の通知・公表	8月28日（金）
事業実施期間	アンバサダー任命日から1月31日（日）
実績報告会	2月19日（金）

応募書類の受付

【提出締切】

令和8年8月5日（水）

【提出書類】

（1）事業概要資料（パワーポイント等）

次の内容を記入し、作成してください。なお、事業概要資料は二次審査（プレゼン方式）で使用する前提での作成をお願いします。

- ・目的
- ・内容（どのような方法で市民の行動や意識の変容を促すのか）
- ・効果の測定方法（市民の行動や意識の変容をどのように確認するのか）
- ・スケジュール
- ・会場（イベントを実施する場合）

（2）収支予算書 ※指定様式

費用の根拠となる見積書などの写しも添付してください。

（3）同意書 ※指定様式

申請日時点で18歳未満の方が応募される場合のみ、保護者等による同意書を提出いただく必要があります。

【提出方法・提出先】

電子申請システムを使用し、お申込みください。

上記システムでのお申込みが難しい場合は、事務局まで郵送又は直接ご提出ください。

おだわらゼロカーボン推進会議 事務局

250-8555 小田原市荻窪 300 番地

小田原市 ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係内

【提出書類の取扱い】

- (1) 提出書類の返却は行いません。
- (2) 提出書類は、審査以外の目的で使用することはありません。

審査概要

【応募要件の審査】

全ての応募者に対し、応募要件を満たしているか確認等を行います。

【一次審査（書類審査）】

一次審査は提出書類による書類審査を行います。審査通過の可否は、8月12日（水）までにメールにてご連絡します。

【二次審査（プレゼン方式）】

提出いただいた事業概要資料（パワーポイント等）及び収支予算書を用い、審査委員に対し事業のプレゼンを行っていただきます。

- (1) 日程：令和8年8月19日（水）
- (2) 会場：小田原市生涯学習センターけやき 4階第4会議室
16時～19時のうち、いずれか30分程度 ※詳細は別途通知します。
- (3) 一次審査を通過した応募者より、事業内容のプレゼンをしていただきます。
- (4) プレゼンで使用する資料は応募時に提出された事業概要資料及び収支予算書以外、追加は認めません。また、プレゼンテーションに要する時間は、1応募者あたり30分程度とし、次のとおり配分します。
 - ・説明 10分
 - ・質疑応答 15分
- (5) なお、アンバサダーはおだわらゼロカーボン推進会議会員と小田原市職員の9名からなる審査委員会で選定します
- (6) 審査結果は8月28日（金）にメールにてご連絡します。
- (7) 審査は、以下の審査基準に沿って行います。
 - ・温暖化対策、脱炭素に繋がる取組となっているか。
 - ・目的やターゲット層は明確か。
 - ・市民の行動変容を促す工夫がなされているか。
 - ・事業の継続や拡大など今後の展開を期待できるか。
 - ・市民への周知方法が検討されているか。
 - ・補助を受ける妥当性があるか。
 - ・事業計画や収支予算から実施が現実的と認められるか。
 - ・事業に要する費用の見積もりは妥当か。
 - ・実施の効果を測定する方法が検討されているか。
 - ・小田原ならではの観点はありますか。
 - ・新規性があるか。

【審査結果の公表】

採択となった提案については、小田原市のホームページやおだわらゼロカーボン推進会議のイベント等で広報します。

【実施期間】

補助金交付決定日から令和9年1月31日（日）までとします。

実績報告

令和9年2月19日（金）におだわらゼロカーボン推進会議会員、小田原市職員、市民を対象に開催する「おだゼロアンバサダー活動報告会」にて実績を報告してください。

報告は、下記の内容をパワーポイント等でまとめ作成した報告資料を用いて行ってください。

【報告内容】

- ・事業の目的
- ・事業の内容
- ・実施効果の測定結果とその方法
(市民の行動・意識をどのように変化させることができたのか)
- ・今後の展望
- ・事業を実施した経験を踏まえ、自身が学んだこと

支払い

活動報告会の終了後、事務局が別途指定する日までに下記の書類を提出してください。

【提出書類】

- (1) 実績報告書 ※後日事務局より送付する指定様式
- (2) 収支決算書 ※指定様式に実際支出した費用を記入の上、領収証等を添付してください。

その他

- (1) 応募に関する費用は申請者の負担とします。
- (2) 提案にあたっては、事前に申請者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは申請者に帰属するものとします。
- (3) 申請者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ・参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・その他おだゼロアンバサダーとして本会がふさわしくないと判断した場合

(4) アンバサダーに任命された場合、採択された事業実施のほか、本会の主催する市民向けの普及啓発イベントである「おだわらゼロカーボンフェア」に参加いただきます。

【開催概要】

開催日：令和8年11月1日（日）

時 間：10時～16時（予定）

会 場：小田原ダイナシティウエスト 1階キャニオン

(5) この募集要項に定めのない事項については、申請者と本会が協議の上、決定することとします。

問い合わせ・各書類の提出先

おだわらゼロカーボン推進会議 事務局

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

小田原市 ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係内

電話番号：0465-33-1426

メールアドレス：zero-carbon@city.odawara.kanagawa.jp